

河川環境 5章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p>5.2 河川環境</p> <p>5.2.1 河川形状</p> <p>(1)モニタリングの実施及び生態系の評価</p> <p>1)横断方向及び縦断方向の河川形状の修復に伴う、生物の生息・生育環境のモニタリング及び評価</p> <p>(2)横断方向の河川形状の修復</p> <p>原則として、堤防強化を行う箇所において、併せて河川形状の修復を実施</p> <p>○淀川 庭窪地区の継続実施</p> <p>以下の箇所において、堤防強化に先行して修復を実施、または検討</p> <p>1)横断方向の河川形状の修復の実施</p> <p>①ワンド・たまり</p> <p>○淀川 楠葉地区、牧野地区</p> <p>②ヨシ原</p> <p>○淀川 鷺殿地区</p> <p>③水辺移行帯</p> <p>○淀川 赤川地区</p> <p>○瀬田川 名神高速下流～瀬田川洗堰区間</p> <p>○木津川 上津屋地区</p> <p>○琵琶湖 家棟川地区</p>	<p>5.2 河川環境</p> <p>河川整備にあたって、河川環境のモニタリングを実施するとともに得られた基礎資料を基に生物及び生物の生息・生育環境に関する評価を行う。</p> <p>(1)これまで実施してきた「多自然型川づくり」の評価の実施。</p> <p>(2)河川環境のモニタリングの実施</p> <p>事業実施前のモニタリングを基に、予測・評価を行った上で事業を実施する。また、事業中及び事業実施後にもモニタリングを行い、事業へのフィードバックを行う。</p> <p>また、調査にあたっては、住民及び住民団体等と連携した調査等も視野に入れて実施する。</p> <p>例)</p> <p>1)淀川 平成15年度河川水辺の国勢調査(鳥類調査)を日本野鳥の会と連携して実施する。</p> <p>2)猪名川 住民等と協働で整備した下河原地区ワンドのモニタリングを連携して継続して実施する。</p> <p>3)琵琶湖 家棟川地区 ビオトープにおける植物のモニタリングを住民とともに継続して実施する。</p> <p>4)木津川上流 いがうえの^{カサガワ}大戸川生活排水浄化実験を継続して実施する。</p> <p>5.2.1 河川形状</p> <p>(1)横断方向の河川形状の修復</p> <p>1)水陸移行帯の保全・再生を図るため、横断方向の河川形状の修復を実施する。なお、堤防強化対策等を実施する場合も、河川形状の修復をふまえて行う。</p> <p>①淀川 庭窪地区</p> <p>堤防前面の高水敷切り下げ、縦傾斜化、ワンド群の整備を実施する。</p> <p>②淀川 楠葉地区</p> <p>かつて淀川にあった浅水域の再生を図るため、ワンド群の整備を実施する。</p> <p>③淀川 牧野地区</p> <p>かつて淀川にあった浅水域の再生を図るため、ワンド群の整備を実施する。</p> <p>④淀川 鷺殿地区</p> <p>ヨシ原の保全を図るために、高水敷の切り下げを実施する。</p> <p>⑤淀川 赤川地区</p> <p>かつて淀川にあったたまりの再生を図るため、高水敷の切り下げを実施する。</p>	<p>委員会の指摘により、河川環境全てにおける実施内容のため、それぞれで記載するのではなく、前段に文章の追記。</p>

河川環境 5章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p>④汽水域干潟・ヨシ原 ○淀川 海老江地区、西中島地区</p> <p>2)横断方向の河川形状の修復の検討</p> <p>①ワンド・たまり ○淀川 唐崎地区(芥川合流部)</p> <p>②水辺移行帯 ○淀川 水無瀬地区、前島地区 ○野洲川 河口部 ○猪名川 下加茂地区</p> <p>③汽水域干潟・ヨシ原 ○淀川 大淀地区</p> <p>④内湖、湿地帯 ○琵琶湖 調査・試験施工</p> <p>(3)縦断方向の河川形状の修復</p> <p>1)縦断方向の河川形状の修復の実施</p> <p>①現状の井堰における魚類の遡上・降下に配慮した構造改善の実施 ○淀川 淀川大堰</p> <p>2)縦断方向の河川形状の修復の検討</p> <p>①現状の井堰、落差工などにおける魚類の遡上・降下に配慮した構造改善の検討 ○淀川 毛馬水閘門 ○桂川 久我井堰、一の井堰、1号～6号井堰 ○木津川 キトラ井堰、鹿高井堰、大河原発電所井堰、相楽発電所井堰 ○野洲川 落差工 ○猪名川 大井井堰、三ヶ井井堰、高木井堰、久代北台井堰、上津島床固、池田床固</p> <p>②河川と支川との生態系の連続性確保のための構造改善の検討 ○猪名川 空港川合流部、余野川合流部</p> <p>③既設ダムにおける魚類の遡上・降下に配慮した構造改善の検討 ○瀬田川・宇治川 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム ○木津川 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム</p>	<p>⑥木津川 上津屋地区 かつての砂河川の形状の再生を図るため、河床の切り下げ、水制工等の整備を実施する。</p> <p>⑦淀川 海老江地区 かつて淀川にあった干潟の再生を目指し、低水路の盛土による干潟の整備を実施する。</p> <p>⑧淀川 西中島地区 かつて淀川にあった干潟の再生を目指し、高水敷の切り下げを実施する。</p> <p>2)横断方向の河川形状の修復方法等について、検討する。</p> <p>①淀川 唐崎地区(芥川合流部) ②淀川 水無瀬地区 ③淀川 前島地区 ④野洲川 河口部 ⑤猪名川 下加茂地区 ⑥淀川 大淀地区 ⑦琵琶湖 家棟川地区 (試験施工及びモニタリング結果を踏まえた軽微な形状変更の検討) 内湖・湿地帯復元のための調査・試験施工 (試験施工の実施に際しては管理者である滋賀県と調整・連携して取り組む。)</p> <p>(2)縦断方向の河川形状の修復</p> <p>1)現状の落差工において、縦断方向の連続性が阻害されていることから、新たに魚道の設置を実施する。 ①小泉川 落差工</p> <p>2)縦断方向の河川形状の修復に向けて、現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。 ①淀川 淀川大堰、毛馬水閘門 ②桂川 久我井堰、一の井堰、1号～6号井堰 ③木津川 ナルミ井堰、高岩井堰、キトラ井堰、鹿高井堰、大河原発電所井堰、相楽発電所井堰 ④野洲川 落差工 ⑤猪名川 大井井堰、三ヶ井井堰、高木井堰、久代北台井堰、上津島床固、池田床固</p> <p>3)本川と支川との合流部において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。 ①猪名川 空港川合流部 ②猪名川 余野川合流部</p> <p>4)既設ダムにおいて、魚類等の遡上・降下に配慮した方策を実施の可否も含め検討する。</p>	<p style="text-align: center;">住民の意見により、実施箇所について文章の追記。</p>

河川環境 5章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p>○桂川 日吉ダム ○猪名川 一庫ダム</p> <p>5.2.2 水位 (1) 平常時に、低い水位を維持するとともに出水変動に応じた水位操作の試行 ○淀川 淀川大堰 (2) 生物の生息・生育環境を保全及び再生するための水位操作の検討 ○瀬田川 瀬田川洗堰</p> <p>(3) 横断方向の河川形状の修復 (5.2.1 河川形状にて掲載)</p> <p>5.2.3 水量 (1) 水位変動や攪乱の増大を図るための、ダム・堰の運用に関する検討及び試験運用の実施 ○淀川 淀川大堰 ○瀬田川・宇治川 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム ○木津川 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム ○桂川 日吉ダム ○猪名川 一庫ダム</p> <p>(2) 維持流量の諸調査の実施、及び検討 ○新淀川</p> <p>(3) 下流における急激な水位低下が生じないダム・堰の運用操作</p>	<p>①瀬田川 瀬田川洗堰 ②宇治川 天ヶ瀬ダム ③木津川 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム ④桂川 日吉ダム ⑤猪名川 一庫ダム</p> <p>5.2.2 水位 (1) 淀川大堰において、春季から夏季の平常時に、湛水域ワンドの水質を改善するため、低い水位を維持するとともに、出水時の変動に応じた水位操作の試行を実施する。 (2) 瀬田川洗堰において、治水・利水の影響を考慮した上で試験操作を実施しながら、琵琶湖における生物の生息・生育環境を保全・再生するための水位操作を検討する。 (3) 琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策を検討する。 1) 姉川・高時川 丹生ダム 2) 大戸川 大戸川ダム (4) 横断方向の河川形状の修復。 (5.2.1 河川形状にて掲載)</p> <p>5.2.3 水量 (1) 治水や利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大を図るために有効な操作方式や放流量等を検討し、試験操作を踏まえてダム・堰の適正な運用を検討する。 1) 淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。 ① 淀川 淀川大堰 2) 流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。 ① 瀬田川・宇治川 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム ② 木津川 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム ③ 桂川 日吉ダム ④ 猪名川 一庫ダム (2) 河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。特に、淀川大堰下流、猪名川、野洲川、草津川、姉川・高時川等について留意する。</p>	<p>住民意見により、具体的な内容について文章の追加。</p>

河川環境 5章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p>の実施 ○瀬田川・宇治川 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム</p> <p>5.2.4 水質 (1)下記の事項について、検討・実施する自治体、関係省庁、住民代表から構成される琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討</p> <p>1)水質の流域内監視体制の整備 2)河川流入総負荷量管理の実施方案 3)積極的な住民参加を促すための取組 4)水質事故の防止・対処の取組の強化</p>	<p>(3)下流河川で逃げ遅れによる魚類の斃死を招かないよう、急速な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。 1)瀬田川・宇治川 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム</p> <p>(4)横断方向の河川形状の修復。 (5.2.1 河川形状にて掲載)</p> <p>5.2.4 水質 (1)琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討 水質汚濁防止連絡協議会における主な取り組みとしては、①点源負荷の削減(工場排水規制・下水道の推進)②各関係機関における水質情報等の交換③水質事故等における緊急時連絡体制の確立等がある。</p> <p>流域全体として水循環と河川環境の状態を把握できる統合的な流域水質管理システムの構築を目指すものとして、水質汚濁防止連絡協議会の従来の委員に加え、環境省、農林水産省、厚生労働省等の関係機関並びに水質特性や住民参加等に詳しい学識者が参加した琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立について検討する。</p> <p>この琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)に先立ち、河川管理者として実行可能な施策について、実施する。</p> <p>1)住民連携のための取り組み ①データベースやリアルタイム水質データに対する住民によるアクセスを容易にする等、住民への情報提供システムの強化 ②水質学習会等 ③学校、住民団体等と連携した水質調査</p> <p>2)「淀川流域の水物質循環に係る調査」の実施。 水質汚濁メカニズムを含め、流域全体での物質循環の解明が必要であることから、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省と環境省の5省の連携で推進する「自然共生型流域圏・都市再生」の一貫として、淀川流域の水物質循環をテーマとした取り組みに着手し、流域管理データベースとモデルの構築を目指す。</p> <p>3)水質管理体制の強化 平常時における監視地点、監視頻度(24時間リアルタイム化を含む)、監視項目を増加して、監視強化を図る。 以上の取り組みと並行し、新たに設立する琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)においては、以下の項目について検討する。 ①わかりやすく、河川の特性に適した水質目標の設定 ②関係機関等との情報共有の強化</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>委員会の指摘により、検討項目、具体的な内容について追記。</p> <p>委員会の指摘により、検討項目について追記</p>

河川環境 5章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p>(2)琵琶湖の水質保全対策</p> <p>1)水辺移行帯(内湖・湿地を含む)復元のための調査・検討・試験施工の実施</p> <p>2)家棟川ビオトープ整備及びそのモニタリングの継続実施</p> <p>(3)ダム湖の水質保全対策</p> <p>1)選択取水の実施 ○布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>2)選択取水施設の検討 ○高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム</p> <p>3)深層曝気の実施 ○高山ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>4)深層曝気の検討 ○青蓮寺ダム、室生ダム</p> <p>(4)河川の水質保全対策</p> <p>1)流水保全水路整備事業については、継続して調査及び検討</p> <p>2)底質モニタリングを実施し、有害化学物質対策や底質改善対策を検討</p>	<p>③住民連携強化のための一層の取り組み</p> <p>④水質事故の防止・対応の取り組みの強化</p> <p>⑤具体的なアクションプログラムの作成とフォローアップ体制の検討</p> <p>(2)琵琶湖の水質保全対策</p> <p>1)琵琶湖の水質調査を継続実施するとともに、水上オートバイ等から発生するベンゼン、トルエン、キシレン及びMTBE等の有害化学物質の調査のため、関係機関と連携する。</p> <p>2)水陸移行帯(内湖・湿地を含む)の保全・再生に向けて、それらの琵琶湖における機能把握の調査や試験施工について検討する。なお、試験施工の実施に際しては管理者である滋賀県と調整・連携して取り組む。</p> <p>例) 家棟川地区(ビオトープ)の水質浄化効果に関する調査</p> <p>(3)ダム湖の水質及び放流水質保全対策</p> <p>1)ダム湖の水質調査を継続実施するとともに、ダイオキシン類等の有害化学物質等について調査する。</p> <p>2)既設の選択取水設備の活用を継続するとともに、より効率的な操作方法等を検討する。</p> <p>①木津川 布目ダム、比奈知ダム</p> <p>②桂川 日吉ダム</p> <p>③猪名川 一庫ダム</p> <p>3)放流水質が下流河川へ与える影響を調査し、新たな選択取水設備等について検討する。</p> <p>①木津川 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム</p> <p>4)既設の深層曝気設備を継続して活用するとともに、より効率的な運転方法等を検討する。</p> <p>①木津川 布目ダム、比奈知ダム</p> <p>②桂川 日吉ダム</p> <p>③猪名川 一庫ダム</p> <p>5)既設の循環曝気設備を継続して活用するとともに、より効果のある設備やより効率的な運転方法等を検討する。</p> <p>①木津川 高山ダム</p> <p>6)底層に貧酸素化現象が発生しており、ダム湖及び下流河川へ与える影響を調査し、必要な方策について、検討する。</p> <p>①木津川 青蓮寺ダム、室生ダム</p> <p>7)ダム湖の底質モニタリングを継続実施し、必要があれば底質改善対策等について検討する。</p> <p>(4)河川の水質保全対策</p> <p>1)河川の水質調査を継続実施するほか、河川水質のみならず、沿岸海域の水質をも視野に入れた総負荷量削減のため</p>	

河川環境 5章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p>○淀川の汽水域、湛水域</p> <p>5.2.5 土砂</p> <p>(1)モニタリングの実施</p> <p>1)河床材料・形状及び土砂動態のモニタリングの実施及び土砂管理の検討</p> <p>(2)土砂移動の連続性確保</p> <p>○宇治川 天ヶ瀬ダム</p> <p>○木津川 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム</p> <p>○桂川 日吉ダム</p> <p>○猪名川 一庫ダム</p> <p>5.2.6 生態系</p> <p>(1)モニタリングの実施及び生態系の評価</p> <p>○事業実施前・実施中・実施後における河川環境のモニタリングの実施</p> <p>(2)固有種・在来種・希少種の生息・生育環境の保全及び再生(5.2.1 河川形状、5.2.2 水位、5.2.3 水量にて掲載)</p> <p>1)生息・生育環境の保全及び再生の実施</p> <p>①ワンド・たまり</p> <p>○淀川 城北地区、豊里地区 (他、5.2.1再掲)</p> <p>②ヨシ原 (5.2.1再掲)</p> <p>③水辺移行帯 (5.2.1再掲)</p> <p>④汽水域干潟・ヨシ原</p> <p>○淀川 十三地区 (他、5.2.1再掲)</p> <p>⑤砂州</p> <p>○木津川中流部</p> <p>⑥現状の井堰における魚類の遡上・降下に配慮した構造改善の実施</p>	<p>流域と連携を図り、またダイオキシン類等の有害化学物質対策等について必要があれば検討する。</p> <p>2)流水保全水路については、継続して調査し、今後の整備の実施方針について検討する。</p> <p>3)底質モニタリングを実施し、必要があればダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について検討する。</p> <p>①淀川の汽水域、湛水域</p> <p>5.2.5 土砂</p> <p>河床材料や形状等の調査及び河床変動等といった土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果を踏まえ、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方針について検討する。なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る。</p> <p>土砂移動の連続性の確保</p> <p>(1)瀬田川・宇治川 天ヶ瀬ダム</p> <p>(2)木津川 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム</p> <p>(3)桂川 日吉ダム</p> <p>(4)猪名川 一庫ダム</p> <p>なお、砂防施設についても総合土砂管理方針の観点から踏まえて整備を行う。</p> <p>5.2.6 生態系</p> <p>(1)淀川水系における良好な生物の生息・生育環境の保全・再生(5.2.1 河川形状、5.2.2 水位、5.2.3 水量にて掲載)</p> <p>1)生息・生育環境の保全・再生を実施する。</p> <p>①横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯の保全・再生を実施する。</p> <p>○淀川 城北地区</p> <p>かつて淀川にあった浅水域の再生を図るため、ワンド群の保全・再生を実施する。</p> <p>○淀川 豊里地区</p> <p>かつて淀川にあった浅水域の再生を図るため、ワンド・たまりの保全・再生を実施する。</p> <p>○淀川 十三地区</p> <p>かつて淀川にあった干潟の再生を図るため、汽水域干潟の保全・再生を実施する。</p> <p>○木津川中流部</p>	<p>委員会の指摘により、砂防施設を追記。</p>

河川環境 5章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p>(5. 2. 1再掲)</p> <p>⑦オオサンショウウオの生息環境の保全 ○木津川 ダム上流区間(木津川、宇陀川)</p> <p>2)生息・生育環境の保全及び再生の検討</p> <p>①ワンド・たまり ○淀川 鳥飼地区 (他、5. 2. 1再掲)</p> <p>②ヨシ原 ○淀川 豊里地区 ○宇治川 向島地区</p> <p>③水辺移行帯 (5. 2. 1再掲)</p> <p>④汽水域干潟・ヨシ原 ○淀川 中津地区 ○藻川 高田地区、東園田地区 (他、5. 2. 1再掲)</p> <p>⑤砂礫河原 ○猪名川 北河原地区</p> <p>⑥竹林 ○木津川上流部</p> <p>⑦現在の井堰、落差工などにおける魚類の遡上・降下に配慮した構造改善の検討 (5. 2. 1再掲)</p> <p>⑧既設ダムにおける魚類の遡上・降下に配慮した構造改善の検討 (5. 2. 1再掲)</p> <p>⑨平常時に、低水位を維持するとともに出水変動に応じた水位操作の試行 (5. 2. 2再掲)</p> <p>⑩生物の生息・生育環境を保全及び再生するための水位管理の検討 (5. 2. 2再掲)</p> <p>⑪維持流量の諸調査の実施、及び検討 (5. 2. 3再掲)</p> <p>(3)外来種対策の推進 1)関係機関等との連携推進</p>	<p>かつての砂河川の再生を図るため、河川形状の修復を実施する。 (他、5. 2. 1再掲)</p> <p>②現状の落差工において、縦断方向の連続性が阻害されていることから、新たに魚道の設置を実施する。 (5. 2. 1再掲)</p> <p>③オオサンショウウオの生息環境を保全する。 ○木津川 上流部</p> <p>2)生息・生育環境を保全しつつ、再生についても検討する。</p> <p>①横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。 ○淀川 鳥飼地区 ○宇治川 向島地区 ○淀川 中津地区 ○藻川(猪名川) 高田地区 ○藻川(猪名川) 東園田地区 ○猪名川 北河原地区 (他、5. 2. 1再掲)</p> <p>②縦断方向の河川形状の修復に向けて、現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。 (5. 2. 1再掲)</p> <p>③既設ダムにおいて、魚類の遡上・降下に配慮した方策を検討する。 (5. 2. 1再掲)</p> <p>④淀川大堰において、春季から夏季の平常時に、湛水域ワンドの水質を改善するため、低い水位を維持するとともに、出水時の変動に応じた水位操作の試行を実施する。 (5. 2. 2再掲)</p> <p>⑤瀬田川洗堰において、治水・利水の影響を考慮した上で試験操作を実施しながら、琵琶湖における生物の生息・生育環境を保全・再生するための水位操作を検討する。 (5. 2. 2再掲)</p> <p>⑥河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。 (5. 2. 3再掲)</p> <p>⑦生物の生息・生育環境の保全・再生に向けた取り組みが必要であることから、支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関と連携する。</p> <p>(2)淀川水系における生物の生息・生育環境を脅かす外来種の対策を推進する。</p>	

河川環境 5章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p>○淀川 城北ワンドイタセンバラ協議会 2) 外来種のリリース禁止などの自治体の条例制定に向けた調整・協議</p> <p>5. 2. 7 景観 (1) 新設・改築する治水施設などにおける周辺の景観との調和の検討と指導の実施</p> <p>(2) ダム貯水池の法面における裸地対策の試験施工の実施 ○木津川 高山ダム ○猪名川 一庫ダム</p> <p>5. 2. 8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工 ○生物に配慮した低水護岸工法の採用 ○魚の遊上時期や産卵期、鳥や虫の繁殖期、植物の発芽時期などを考慮した施工時期の配慮 ○現況の植生を考慮した必要最小限の道路幅、ルート、構造の工事用道路の設置 ○工事中の濁水をワンドなどの希少な生物が生息する水域へ流入することを防止するための措置 ○振動や騒音を最小限に抑える施工機械の使用 ○土砂輸送手段として、舟運や緊急用河川敷道路の活用検討 ○土砂仮置場を堤内地に確保 ○仮置き箇所面積の縮小の実施 ○生物の生息・生育環境に関する事前事後調査の実施</p>	<p>1) 関係機関等と連携を行い、対策を推進する。 (例) ① 淀川 城北ワンドイタセンバラ協議会 ② 近畿地方イタセンバラ保護増殖機構連絡会 2) 外来種のリリース禁止等の自治体の条例制定に向けた調整や協議を実施する。 3) 外来種の減少に向けた取り組みが必要であることから、<u>外来種の駆除方法等について検討し、関係機関や住民及び住民団体等と連携しながら外来種対策を実施する。</u></p> <p>5. 2. 7 景観 (1) 新設・改築する施設等については、周辺景観との調和に関して検討するとともに、大阪府の「淀川沿川構造物に対する景観保全条例」等を踏まえて河川管理者以外が実施する橋梁整備等許認可に際しては河川景観の観点から助言を行う。 (2) ダム貯水池の法面における<u>水位変動域の裸地対策としての緑化について検討するとともに、その結果を踏まえて試験施工を実施する。</u> 1) 宇治川 天ヶ瀬ダム 2) 木津川 高山ダム 3) 猪名川 一庫ダム (3) <u>河川の景観を特徴づけている樹林帯等の保全について、治水上の影響・効果を考慮しつつ検討する。</u></p> <p>5. 2. 8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工 (1) 生物に配慮した護岸工法を採用する。 (2) 魚類の遊上・降下時期や産卵期、鳥類や昆虫類の繁殖期、植物の結実期等に配慮する。 (3) 現況の植生を考慮して必要最小限の道路幅、ルートとなる工事用道路を設置する。 (4) 工事中の濁水については、生物の生息・生育に影響を与えないよう、濁水防止等の措置を実施する。 (5) 工事中の振動や騒音を最小限に抑える施工機械を使用する。 (6) 土砂輸送手段として、舟運と緊急用河川敷道路の活用を検討する。 (7) 土砂仮置場は堤内地に確保するよう努める。 (8) 工事資材等の仮置き場所は必要最低限の面積に縮小する。</p>	<p>委員会の指摘により、外来種対策の取り組みを追記</p> <p>委員会の指摘により、具体的な内容について追記。</p>